

令和8年10月1日より 産婦健康診査・1か月児健康 診査の費用助成が始まります

中野区では、令和8年10月1日以降受診分より、産婦健康診査・1か月児健康診査の一部費用助成を行います。

出産予定日が令和8年9月14日以前の方で、令和8年10月1日以降に受診された方は、助成対象の検査項目にかかる費用を、助成限度額の範囲内で助成します。

産婦健康診査・1か月児健康診査を令和8年10月1日以降に受診された方は、助成対象となります。詳細は下記ホームページをご確認いただくか、お電話でお問合せください。

対象

下記すべてを満たす方

- 令和8年10月1日以降に受診された方
- ※令和8年9月30日以前の受診分は対象外
- 健康診査受診日に中野区に住民登録がある方



助成回数・助成上限額

- ・産婦健康診査：産婦1人につき2回まで／上限 各回5,000円
- ・1か月児健康診査：乳児1人あたり1回まで／上限 6,000円

※助成上限額を超えた場合や、各検査項目に含まれない検査等が行われた場合、その費用は自己負担となります。

〈お問い合わせ先〉

中野区役所 8階 地域包括ケア推進課
すこやか福祉センター企画調整係
電話番号 03-3228-8809



〈産婦健康診査HP〉



〈1か月児健康診査HP〉